

美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部第1回会議録

(平成27年4月27日(月) 10:00 市長会議室)

出席者：市長・副市長・教育長・総務部長・総務部理事・市民部長・保健福祉部長・
恵風園長・保健福祉部理事・経済部長・都市整備部長・市立美唄病院事務局長・
消防長・教育部長

【市長】 美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の第1回会議を開催します。国の地方創生の取り組みにつきましては、皆さんご承知かとは思いますが、平成27年度中に「総合戦略」を策定するよう要請がきておりまして、全庁的な取り組みが必要となりますことから、本日4月27日付で、「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」を設置しましたので、皆さんには、ぜひ協力をお願いしたいと思います。本日は、第1回目の会議ということになります。国のこれまでの取組状況や、今後、美唄市が取り組んで行かなければならないことなどを説明し、確認をすることになりますので、よろしくお願いします。それでは、次第に基づいて進めていきます。次第2 議事の「(1)まち・ひと・しごと創生法の概要について」から「(6)北海道における人口減少問題に対する取組指針」まで一括して事務局から説明をお願いします。

【企画課主査】 資料1から資料6まで、一括して説明をさせていただきます。資料1から資料6までは、主に国と道の取組についての資料となっております。はじめに、資料1をご覧ください。資料1は、昨年11月に制定されました「まち・ひと・しごと創生法」の概要についてです。全部で20条からなる法律ですが、特に地方公共団体に関係する部分を中心に抜粋して、資料としてまとめました。まず、第1条の目的では、まち・ひと・しごとを一体的に推進するために、国と地方が一体となって、まち・ひと・しごと総合戦略を策定することを規定しております。次に、第2条の基本理念では、まち・ひと・しごと創生を進めていく上で基本となる理念について、ここに記載のとおり、7項目について定められています。次に、第8条では、国が総合戦略を定めること、第9条では、都道府県が国の総合戦略を勘案して総合戦略を定めるよう努めること、第10条では、市町村が国と道の総合戦略を勘案して総合戦略を定めるよう努めることについて、それぞれ規定されております。次に、資料2をご覧ください。資料2は、昨年12月に国が策定しました、「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像についてです。資料の左側の部分ですが、長期ビジョンの概要がありまして、一つ目は、人口減少問題の克服としまして、2060年に1億人程度の人口を確保すること、二つ目は、成長力の確保としまして、2050年代に実質GDP成長率1.5～2.0%程度を維持することを掲げております。次に、資料の右側には、総合戦略の概要がありまして、まず、基本目標として4つの目標が掲げられていまして、さらに右側ですが、この目標を実現するための具体的指標として「主な重要業績評価指標(KPI)」、そして、一番右側に「主な施策」がまとめられています。美

唄の総合戦略につきましては、国の総合戦略を勘案しなさいという法の要請がありますことから、この全体像に描かれていることに準じる形で、本市の特徴なども混ぜ込みながら、策定していくことになろうかと思います。次に、資料 3 をご覧ください。資料 3 は、国が「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定した上で、地方に対して、これからどういった支援をしていくかについてまとめられたものです。一つ目は、資料の左側ですが、「情報支援」としまして、これは最近耳にするビッグデータといわれているものですが、「地域経済分析システム」というものを国が開発しまして、地方の総合戦略の策定を支援することとしております。二つ目は、資料の真ん中にありますが、「財政支援」として、自由度の高い交付金制度を平成 26 年度に創設されておりますが、これからも、切れ目のない財政的支援を継続していくこととしています。三つめは、資料の右側ですが、「人的支援」として、人材支援制度やコンシェルジュ制度を制度化して、地方を支援することとしています。次に、資料 4 と資料 5 をご覧ください。資料 4 は「長期ビジョンの概要版」、資料 5 は「総合戦略の概要版」となっておりますが、先ほど資料 2 において、ビジョンと戦略の全体像・概要の説明をしておりますので、この資料の説明は割愛させていただきます。なお、この概要版に加えまして、ビジョンと戦略の本体版につきましては、全庁キャビネットに掲載しておりますので、改めてご覧いただければと思います。次に、資料 6 をご覧ください。資料 6 は、道が策定した人口減少問題に対する取組指針についてです。「目指す姿」、「取組の基本方針」、「取組の方向性」の 3 つの柱で構成されておまして、現在、道においても、この取組指針をベースにして、総合戦略の策定が進められていると思われます。美唄の総合戦略の策定に当たりまして、この指針を勘案する必要があるものと考えます。説明は以上です。

【市長】 ただいま説明のあった件について、質問はありますか？

＜特になし＞

【市長】 次に、議事の「(7) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定について」から「(10) これまでの経過と今後のスケジュールについて」まで一括して事務局から説明をお願いします。

【企画課主査】 資料 7 から資料 10 まで、一括して説明をさせていただきます。資料 7 から資料 10 までは、先ほど説明しました国や道の取組を受けまして、市町村はどういった対応、取組をしていくのかという資料になっております。はじめに、資料 7 をご覧ください。資料 7 は、地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定していく上で、国から示されているポイント、視点などを大きく分けて 3 つに整理したものです。はじめに、「1 策定体制」の在り方としましては、一つ目として、産官学金労言で構成する組織で審議すること、二つ目として、議会との連携において十分な議論をすること、三つ

目として、地域経済、観光地における人の動き等のビッグデータを活用して地域特性を分析する「地域経済分析システム」を活用すること、四つ目として、適切な数値目標(重要業績評価指標KPI)を設定して、毎年度評価するPDCAサイクルを確立すること、五つ目として、道と市町村は、十分に意見交換や協議を行い、連携して戦略を策定推進することとされております。次に、「2 地方人口ビジョン」の策定についてです。(1)の対象期間としましては、国の長期ビジョンの期間(2060年)を基本とすること。ただし、2040年を目途とするなど、地域の実情に応じて設定することも差し支えないこととされています。(2)のビジョンの構成としましては、ア 人口の現状分析としましては、人口動向分析、①将来人口の推計と分析、②人口変化が地域の将来に与える影響の分析・考察。イ 人口の将来展望としましては、①将来展望に必要な調査分析、②目指すべき将来の方向、③人口の将来展望、以上をビジョンの内容にすることとされています。次に、「3 地方版総合戦略」の策定についてです。(1)の対象期間としましては、2015年度から2019年度までの5か年とすることとされています。(2)の戦略の構成としましては、ア 基本目標の設定、イ 講ずべき施策に関する基本的方向、ウ 具体的な施策と客観的な指標、エ 効果検証の方法、以上を総合戦略の内容にすることとされています。次に、資料8をご覧ください。資料8は、先ほど説明をさせていただきましたが、美唄の総合戦略を策定する上での「体制」をイメージしたものです。まず、庁内に、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とする推進本部を立ち上げさせていただきまして、本部の中に戦略の策定作業を行っていく、課長職を中心とする策定部会を設置します。また、市職員提案制度を活用して、中堅職員や若手職員の意見を取り込むこととしております。左側には、国が言っております「産官学金労言」との連携ということで、地域経済円卓会議、総合計画審議会、未来会議の構成員の皆様と意見交換を行いたいと考えておりまして、また、国の交付金などを活用した中で、アドバイザー等の有識者からの意見もいただきたいと考えております。右側には、市民との連携ということで、幅広い年齢層からの意見を取り込みたいと考えておりまして、自治組織代表者会議やまち懇での説明や意見交換、市長との対話の日やパブリックコメントの活用などを考えております。また、市のホームページや広報紙メロディを活用するなどして、情報発信もしていきたいと考えております。また、策定に当たっては、上の方ですが、議会との連携・協議が必要であること、そして、下の方ですが、国や道とも連携を図っていくこととしています。次に、資料9をご覧ください。資料9は、推進本部の設置要綱となっています。本日の会議を本部会議の第1回目ということに位置付けまして、第6条に規定しています課長職の策定部会につきましては、本日の午後に第1回目の会議を開催することとしています。最後に、資料10をご覧ください。資料10は、総合戦略に関するこれまでの取組経過と今後のスケジュールとなっております。はじめに左側の方になりますが、平成26年度におきましては、国は9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置、12月には、地方人口ビジョンと総合戦略を策定しまして、緊急経済対策として補正予算を組んだところです。本市としましては、国の動きに連動する形で、資料の下の方になりますが、地域住民生活

等緊急支援のための交付金ということで、合計 9 事業について、平成 26 年度補正予算、平成 27 年度繰越事業として措置をしたところです。また、人口ビジョンと総合戦略の地方版の策定に関しましては、昨年 10 月に庁内に設置した人口減少対策検討委員会を発展的に解消しまして、先ほど説明をさせていただきましたが、本日 27 日、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部として新たに設置をしたところです。今後のスケジュールとしましては、まち懇や自治組織代表者会議の前に、推進本部と策定部会の会議を何回か開催していきまして、できるだけ早い段階で、総合戦略のたたき台をまとめたいと思っています。そして、各団体との意見交換の実施後、10 月には素案としてまとめまして、12 月に議員協議会での説明、1 月にパブリックコメント、2 月の市長決裁を経まして、3 月に完成ということで考えております。なお、人口ビジョンにつきましては、先ほどの補正した交付金を活用しまして、総合戦略の策定作業に並行して、業者委託により原案づくりをしていく予定です。資料の説明は以上となります。最後に 3 点ほどお知らせがありまして、1 点目は、地方創生に係る交付金の第 2 弾としまして、上乗せ交付金というのがありまして、交付金の規模は全体で 300 億円となっています。道に確認したところ、国から交付要綱等の正式通知はまだきておりませんが、現時点で把握している内容について、全庁キャビネットに関係資料は掲載済ですので、改めてお知らせしますが、確認をお願いします。2 点目は、これから各部署で個別計画の策定や修正など、いろいろな事務事業を進めていく中で、人口推計等のデータが必要な場合は、庁内の整合性を図る上でも、本年度策定する「人口ビジョン」をぜひ活用していただきたいと思います。事務的なスケジュール、都合もあるかと思いますが、必要な場合は、企画課に声をかけていただきたいと思います。3 点目は、先ほどの総合計画の説明において、分野別計画の作成をお願いしたところですが、表の中の「施策の方向」欄には、関連する計画などを記載することになっておりまして、この欄には、総合戦略の視点を盛り込んで、整合性をとっていただくよう、お願いします。午後からの策定部会でも説明をさせていただき、お願いしたいと考えています。以上、よろしくお願いします。

【市長】 ただいま説明のあった件について、質問はありますか

【副市長】 後期計画のスケジュールで行くと 7 月に素案ができて、9 月に議員協議会で説明となっており、総合戦略は 10 月で素案確定となっている。スケジュールの時期が多少ずれているが、大丈夫か

【企画課長】 総合計画は、概念や方向性を内容とするもので、戦略は、それより一歩踏み込んで、具体的な内容になると考えます。総合計画が先に進捗していき、その考え方に基づき、数か月遅れて戦略に反映させていくような形で考えているので、問題はないものと思います。

【経済部長】 資料 8 の策定体制ですが、地域経済円卓会議は経済部で所管していますが、総合戦略の議論を深める中では、11 月と 2 月の定例の年 2 回開催では足りないと思うので、企画課で一括してやる方がいいのかなと感じています。後ほど改めて企画課と調整、意見交換したいと思う。

【保健福祉部理事】 推進本部と策定部会のメンバーに地域医療の参事が入っていて、どちらも私なのだが、代理出席は可能なのか。それと、上乘せ交付金は、ハードには使えないのか。また、7 月のまち懇で、テーマを設定して、具体的な説明をしたいとのことだが、日数があまりないので、企画担当の方で、ある程度最重点の部分をまとめあげて、重点的に説明に臨むというのでしょうか。全部を説明するので、みんなで考えてくれとなると、説明をする方も受ける方も時間が必要になると思います。

【企画課主査】 構成員に地域医療の参事が入っていることについては、参事を外すと地域医療の議論が欠けてしまうので、代理を想定しているものです。上乘せ部分は、ハード事業は認められていません。ただし、ソフト事業に付随するハード事業は認められることとなっていて、具体的には総事業費の 5 割以下であって、KPI が特に望まれる場合に認められることとなっています。まち懇での説明につきましては、時間的に厳しい状況ですが、できるだけ早い段階で、企画課でたたき台を作って、具体的に提示できるものができればと思います。

【市長】 次に次第 3 その他になりますが、皆さんから何かありますか。

＜特になし＞

【市長】 自治体の中では、総合戦略と人口ビジョンを早い段階で策定して、平成 27 年度から実施しているまちもあると聞いています。国や道と連携するのはもちろんですが、十分な情報収集をしてほしいと思っています。この後、課長会議も開催するとのことですが、庁内の部課全体の中で情報共有しながら、良いものを作り上げてほしいなと思います。これをもちまして、会議を終了します。